

道路交通法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○ 道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
（特定小型原動機付自転車危険行為等） 第四十一条の三 （略） 2 法第百八条の三の五第二項の政令で定める行為は、自転車の運転に関し行われた次に掲げる行為とする。 一 十四 （略） 十五 法第七十一条（運転者の遵守事項）第五号の五の規定に違反する行為（別表第二の備考の二の16又は23に規定する行為に該当するものに限る。） 十六 （略） 別表第二（第二十六条の七、第三十三条の二、第三十三条の二の三、第三十四条の三、第三十六条、第三十七条の三、第三十七条の八、第三十七条の十、第三十九条の二の二、第四十一条の三関係） 一 一般違反行為に付する基礎点数 一般違反行為の種類別 （略） 警察官現場指示違反、警察官通行禁止制限違反、信号無視、通行禁止違反、歩行者用道路徐行違反 二点		（特定小型原動機付自転車危険行為等） 第四十一条の三 （略） 2 法第百八条の三の五第二項の政令で定める行為は、自転車の運転に関し行われた次に掲げる行為とする。 一 十四 （略） 十五 法第七十一条（運転者の遵守事項）第五号の五の規定に違反する行為（法第百七条の四第一項第二号又は法第百八条第一項第四号の罪に当たるものに限る。） 十六 （略） 別表第二（第二十六条の七、第三十三条の二、第三十三条の二の三、第三十四条の三、第三十六条、第三十七条の三、第三十七条の八、第三十七条の十、第三十九条の二の二、第四十一条の三関係） 一 一般違反行為に付する基礎点数 一般違反行為の種類別 （略） 警察官現場指示違反、警察官通行禁止制限違反、信号無視、通行禁止違反、歩行者用道路徐行違反 二点	

、通行区分違反、歩行者等側方通過義務違反、速度超過（二十以上二十五未満）、急ブレーキ禁止違反、法定横断等禁止違反、高速自動車国道等車間距離不保持、追越し違反、路面電車後方不停止、踏切不停止等、遮断踏切立入り、優先道路通行車妨害等、交差点安全進行義務違反、環状交差点通行車妨害等、環状交差点安全進行義務違反、横断歩行者等妨害等、徐行場所違反、指定場所一時不停止等、駐停車違反（駐停車禁止場所等）、放置駐車違反（駐車禁止場所等）、積載物重量制限超過（大型等五割未満）、積載物重量制限超過（普通等五割以上十割未満）、自動車等整備不良（制動装置等）、作動状態記録装置不備、安全運転義務違反、幼児等通行妨害、安全地帯徐行違反、騒音運転等、消音器不備、大型自動二輪車等乗車方法違反、自動運行装置使用条件違反、高速自動車国道等措置命令違反、本線車道横断等禁止違反、高速自動車国道等運転者遵守事項違反、免許条件違反、番号標表示義務違反又は保管場所法違反（長時間駐車）	混雑緩和措置命令違反、通行許可条件違反、通行帯違反、路線バス等優先通行帯違反、軌道敷内違反、速度超過（二十未満）、道路外出右左折方法違反、道路外出右左折合図車妨害、指定横断等禁
	一点

、通行区分違反、歩行者側方安全間隔不保持等、速度超過（二十以上二十五未満）、急ブレーキ禁止違反、法定横断等禁止違反、高速自動車国道等車間距離不保持、追越し違反、路面電車後方不停止、踏切不停止等、遮断踏切立入り、優先道路通行車妨害等、交差点安全進行義務違反、環状交差点通行車妨害等、環状交差点安全進行義務違反、横断歩行者等妨害等、徐行場所違反、指定場所一時不停止等、駐停車違反（駐停車禁止場所等）、放置駐車違反（駐車禁止場所等）、積載物重量制限超過（大型等五割未満）、積載物重量制限超過（普通等五割以上十割未満）、整備不良（制動装置等）、作動状態記録装置不備、安全運転義務違反、幼児等通行妨害、安全地帯徐行違反、騒音運転等、消音器不備、大型自動二輪車等乗車方法違反、自動運行装置使用条件違反、高速自動車国道等措置命令違反、本線車道横断等禁止違反、高速自動車国道等運転者遵守事項違反、免許条件違反、番号標表示義務違反又は保管場所法違反（長時間駐車）	混雑緩和措置命令違反、通行許可条件違反、通行帯違反、路線バス等優先通行帯違反、軌道敷内違反、速度超過（二十未満）、道路外出右左折方法違反、道路外出右左折合図車妨害、指定横断等禁
	一点

止違反、車間距離不保持、進路変更禁止違反、追 い付かれた車両の義務違反、乗合自動車発進妨害 、割込み等、自動車等交差点右左折方法違反、交 差点右左折等合図車妨害、指定通行区分違反、環 状交差点左折等方法違反、交差点優先車妨害、緊 急車妨害等、駐停車違反（駐車禁止場所等）、交 差点等進入禁止違反、無灯火、減光等義務違反、 合図不履行、合図制限違反、警告器吹鳴義務違反 、乗車積載方法違反、定員外乗車、積載物重量制 限超過（普通等五割未満）、積載物大きさ制限超 過、積載方法制限超過、制限外許可条件違反、牽 引違反、原付等牽引違反、自動車等整備不良（尾 灯等）、転落等防止措置義務違反、転落積載物等 危険防止措置義務違反、安全不確認ドア開放等、 停止措置義務違反、初心運転者等保護義務違反、 座席ベルト装着義務違反、幼児用補助装置使用義 務違反、乗車用ヘルメット着用義務違反、初心運 転者標識表示義務違反、聴覚障害者標識表示義務 違反、最低速度違反、本線車道通行車妨害、本線 車道緊急車妨害、本線車道出入方法違反、牽引自 動車本線車道通行帯違反、故障車両表示義務違反 又は仮免許練習標識表示義務違反	
---	--

二・三
（略）
備考

止違反、車間距離不保持、進路変更禁止違反、追 い付かれた車両の義務違反、乗合自動車発進妨害 、割込み等、自動車等交差点右左折方法違反、交 差点右左折等合図車妨害、指定通行区分違反、環 状交差点左折等方法違反、交差点優先車妨害、緊 急車妨害等、駐停車違反（駐車禁止場所等）、交 差点等進入禁止違反、無灯火、減光等義務違反、 合図不履行、合図制限違反、警告器吹鳴義務違反 、乗車積載方法違反、定員外乗車、積載物重量制 限超過（普通等五割未満）、積載物大きさ制限超 過、積載方法制限超過、制限外許可条件違反、牽 引違反、原付牽引違反、整備不良（尾灯等）、転 落等防止措置義務違反、転落積載物等危険防止措 置義務違反、安全不確認ドア開放等、停止措置義 務違反、初心運転者等保護義務違反、座席ベルト 装着義務違反、幼児用補助装置使用義務違反、乗 車用ヘルメット着用義務違反、初心運転者標識表 示義務違反、聴覚障害者標識表示義務違反、最低 速度違反、本線車道通行車妨害、本線車道緊急車 妨害、本線車道出入方法違反、牽引自動車本線車 道通行帯違反、故障車両表示義務違反又は仮免許 練習標識表示義務違反	
--	--

二・三
（略）
備考

一 (略)

二 一の表及び二の表の上欄に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるところによる。

1 ～ 15 (略)

16 「携帯電話使用等（交通の危険）」とは、法第七十一条第五号の五の規定に違反する行為（法第七十一条の四第一項第二号の罪に当たるものに限る。）をいう。

17 ～ 22 (略)

23 「携帯電話使用等（保持）」とは、法第七十一条第五号の五の規定に違反する行為（法第十八条第一項第四号の罪に当たるものに限る。）をいう。

24 ～ 30 (略)

31 「歩行者等側方通過義務違反」とは、法第十八条第二項又は第三項の規定の違反となるような行為をいう。

32 ～ 50 (略)

51 「自動車等整備不良（制動装置等）」とは、法第六十二条の規定に違反する行為（法第九十九条第二項第二号の罪に当たるものであつて、制動装置、かじ取装置、走行装置、自動運行装置又は騒音防止装置に係るものに限る。）をいう。

一 (略)

二 一の表及び二の表の上欄に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるところによる。

1 ～ 15 (略)

16 「携帯電話使用等（交通の危険）」とは、法第七十一条第五号の五の規定に違反する行為（同号の規定に違反し、よつて道路における交通の危険を生じさせた場合に限る。）をいう。

17 ～ 22 (略)

23 「携帯電話使用等（保持）」とは、法第七十一条第五号の五の規定に違反して同号の無線通話装置を同号の通話のために使用し、又は自動車若しくは原動機付自転車に持ち込まれた同号の画像表示用装置を手で保持してこれに表示された画像を注視する行為（16に規定する場合を除く。）をいう。

24 ～ 30 (略)

31 「歩行者等側方安全間隔不保持等」とは、法第十八条第二項の規定の違反となるような行為をいう。

32 ～ 50 (略)

51 「整備不良（制動装置等）」とは、法第六十二条の規定に違反する行為（制動装置、かじ取装置、走行装置、自動運行装置又は騒音防止装置に係るものに限る。）をいう。

- 52
～
99 (略)
- 100 「原付等牽引違反」とは、法第六十条の規定に基づく公安委員会の定める違反する行為をいう。
- 101 「自動車等整備不良（尾灯等）」とは、法第六十二条の規定に違反する行為（法第百十九条第二項第二号の罪に当たるもの）に限り、51に規定する行為を除く。）をいう。
- 102
～
132 (略)

別表第六（第四十五条関係）

反則行為の種類別	反則行為の種類			反則金の額			
	種類	車両等の種類	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
一 積載物重量制限超過（普通等十割以上）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
二 速度超過（高速三十五以上四十未満）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
三 積載物重量制限超過（五割以上十割未満）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
四 速度超過（高速三十以上三十五未満）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

- 52
～
99 (略)
- 100 「原付牽引違反」とは、法第六十条の規定に基づく公安委員会の定める違反する行為をいう。
- 101 「整備不良（尾灯等）」とは、法第六十二条の規定に違反する行為（51に規定する行為を除く。）をいう。
- 102
～
132 (略)

別表第六（第四十五条関係）

反則行為の種類別	反則行為の種類			反則金の額			
	種類	車両等の種類	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
一 積載物重量制限超過（普通等十割以上）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
二 速度超過（高速三十五以上四十未満）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
三 積載物重量制限超過（五割以上十割未満）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
四 速度超過（高速三十以上三十五未満）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

五割未満）又は積載物重量制限超過（ 未滿）	（略）	（略）
	原付等	一万五千円
五 放置駐車違反（駐停車禁止場所 等（高齢運転者等専用場所等））	（略）	（略）
	二輪車又 は原付等	一万二千円
六 速度超過（二十五以上三十未滿 ）又は携帯電話使用等（保持）	（略）	（略）
	（略）	（略）
七 放置駐車違反（駐停車禁止場所 等（高齢運転者等専用場所等以外 ））	原付等	一万二千円
	（略）	（略）
八 放置駐車違反（駐車禁止場所等 （高齢運転者等専用場所等））	（略）	（略）
	二輪車又 は原付等	一万円
九 放置駐車違反（駐車禁止場所等 （高齢運転者等専用場所等以外） ）	（略）	（略）
	（略）	（略）
十 速度超過（二十以上二十五未滿 ）	二輪車又 は原付等	九千円
	（略）	（略）

五割未満）又は積載物重量制限超過（ 未滿）	（略）	（略）
	原付車	一万五千円
五 放置駐車違反（駐停車禁止場所 等（高齢運転者等専用場所等））	（略）	（略）
	二輪車又 は原付車	一万二千円
六 速度超過（二十五以上三十未滿 ）又は携帯電話使用等（保持）	（略）	（略）
	（略）	（略）
七 放置駐車違反（駐停車禁止場所 等（高齢運転者等専用場所等以外 ））	原付車	一万二千円
	（略）	（略）
八 放置駐車違反（駐車禁止場所等 （高齢運転者等専用場所等））	（略）	（略）
	二輪車又 は原付車	一万円
九 放置駐車違反（駐車禁止場所等 （高齢運転者等専用場所等以外） ）	（略）	（略）
	（略）	（略）
十 速度超過（二十以上二十五未滿 ）	二輪車又 は原付車	九千円
	（略）	（略）

違反	(略)			(略)
	原付等	(略)	(略)	一万円
	(略)	(略)	(略)	(略)
十一 駐停車違反（駐停車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等））	(略)	(略)	(略)	(略)
	二輪車又は原付等	(略)	(略)	九千円
	(略)	(略)	(略)	(略)
十二 速度超過（十五以上二十未満）又は遮断踏切立入り	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
十三 駐停車違反（駐停車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等）以外）	原付等	(略)	(略)	七千円
	(略)	(略)	(略)	(略)
	二輪車又は原付等	(略)	(略)	七千円
十四 駐停車違反（駐車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等））	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
	二輪車又は原付等	(略)	(略)	八千円
十五 駐停車違反（駐車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等）以外）	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
	二輪車又は原付等	(略)	(略)	六千円
十六 速度超過（十五未満）、信号	(略)	(略)	(略)	(略)

違反	(略)			(略)
	原付車	(略)	(略)	一万円
	(略)	(略)	(略)	(略)
十一 駐停車違反（駐停車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等））	(略)	(略)	(略)	(略)
	二輪車又は原付車	(略)	(略)	九千円
	(略)	(略)	(略)	(略)
十二 速度超過（十五以上二十未満）又は遮断踏切立入り	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
十三 駐停車違反（駐停車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等）以外）	原付車	(略)	(略)	七千円
	(略)	(略)	(略)	(略)
	二輪車又は原付車	(略)	(略)	七千円
十四 駐停車違反（駐車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等））	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
	二輪車又は原付車	(略)	(略)	八千円
十五 駐停車違反（駐車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等）以外）	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
	二輪車又は原付車	(略)	(略)	六千円
十六 速度超過（十五未満）、信号	(略)	(略)	(略)	(略)

十八 被側方通過車義務違反、通行免許条件違反	無視（赤色等）、通行区分違反、高速自動車国道等車間距離不保持、追越し違反、踏切不停止等、交差点安全進行義務違反、環状交差点安全進行義務違反、横断歩行者等妨害等、自動車等整備不良（制動装置等）、作動状態記録装置不備、安全運転義務違反、自動運行装置使用条件違反、本線車道横断等禁止違反又は高速自動車国道等運転者遵守事項違反				(略)	(略)
	十七 信号無視（点滅）、通行禁止違反、歩行者用道路徐行違反、歩行者等側方通過義務違反、急ブレーキ禁止違反、法定横断等禁止違反、路面電車後方不停止、優先道路通行車妨害等、環状交差点通行車妨害等、徐行場所違反、指定場所一時不停止等、積載物大きさ制限超過、積載方法制限超過、自動車等整備不良（尾灯等）、幼児等通行妨害、安全地帯徐行違反又は				原付等	六千円
	免許条件違反				(略)	(略)

十八 通行帯違反、路線バス等優先件違反	無視（赤色等）、通行区分違反、高速自動車国道等車間距離不保持、追越し違反、踏切不停止等、交差点安全進行義務違反、環状交差点安全進行義務違反、横断歩行者等妨害等、整備不良（制動装置等）、作動状態記録装置不備、安全運転義務違反、自動運行装置使用条件違反、本線車道横断等禁止違反又は高速自動車国道等運転者遵守事項違反				(略)	(略)
	十七 信号無視（点滅）、通行禁止違反、歩行者用道路徐行違反、歩行者側方安全間隔不保持等、急ブレーキ禁止違反、法定横断等禁止違反、路面電車後方不停止、優先道路通行車妨害等、環状交差点通行車妨害等、徐行場所違反、指定場所一時不停止等、積載物大きさ制限超過、積載方法制限超過、整備不良（尾灯等）、幼児等通行妨害、安全地帯徐行違反又は免許条件違反				原付車	六千円
					(略)	(略)

帶違反、路線バス等優先通行帯違反、道路外出入右左折合図車妨害、指定横断等禁止違反、車間距離不保持、進路変更禁止違反、追い付かれた車両の義務違反、乗合自動車発進妨害、割込み等、交差点右左折等合図車妨害、指定通行区分違反、交差点優先車妨害、緊急車妨害等、交差点等進入禁止違反、無灯火、減光等義務違反、合図不履行、合図制限違反、警告器吹鳴義務違反、乗車積載方法違反、定員外乗車、牽引違反、軽車両整備不良、自転車制動装置不良、泥はね運転、転落等防止措置義務違反、転落積載物等危険防止措置義務違反、安全不確認ドア開放等、停止措置義務違反、騒音運転等、初心運転者等保護義務違反、公安委員会遵守事項違反、消音器不備、最低速度違反、本線車道通行車妨害、本線車道緊急車妨害、牽引自動車本線車道通行帯違反、故障車両表示義務違反又は仮免許練習標	(略)	(略)
原付等	五千元	
通行帯違反、道路外出入右左折合図車妨害、指定横断等禁止違反、車間距離不保持、進路変更禁止違反、追い付かれた車両の義務違反、乗合自動車発進妨害、割込み等、交差点右左折等合図車妨害、指定通行区分違反、交差点優先車妨害、緊急車妨害等、交差点等進入禁止違反、無灯火、減光等義務違反、合図不履行、合図制限違反、警告器吹鳴義務違反、乗車積載方法違反、定員外乗車、牽引違反、泥はね運転、転落等防止措置義務違反、転落積載物等危険防止措置義務違反、安全不確認ドア開放等、停止措置義務違反、騒音運転等、初心運転者等保護義務違反、公安委員会遵守事項違反、消音器不備、最低速度違反、本線車道通行車妨害、本線車道緊急車妨害、牽引自動車本線車道通行帯違反、故障車両表示義務違反又は仮免許練習標識表示義務違反	(略)	(略)
原付車	五千元	

識表示義務違反			
十九 通行許可条件違反、歩道徐行等義務違反、路側帯進行方法違反、並進禁止違反、軌道敷内違反、道路外出右左折方法違反、交差点右左折方法違反、環状交差点左折等方法違反、軽車両乗車積載制限違反、制限外許可条件違反、原付等牽引違反、運行記録計不備、自転車道通行義務違反、初心運転者標識表示義務違反、聴覚障害者標識表示義務違反又は本線車道出入方法違反	原付等	(略)	(略)
二十 警音器使用制限違反又は免許証不携帯	大型車、普通車、二輪車又は原付等	三千元	

備考

一 (略)

二 この表の反則行為の種類の欄に掲げる用語の意味は、それぞれ別表第二の備考の二に定めるところによるほか、次に定めるところによる。

1 17 (略)

18 「被側方通過車義務違反」とは、法第十八条第四項の規

十九 通行許可条件違反、歩道徐行等義務違反、路側帯進行方法違反、軌道敷内違反、道路外出右左折方法違反、交差点右左折方法違反、環状交差点左折等方法違反、制限外許可条件違反、原付牽引違反、運行記録計不備、初心運転者標識表示義務違反、聴覚障害者標識表示義務違反又は本線車道出入方法違反		原付車	(略)
二十 警音器使用制限違反又は免許証不携帯	大型車、普通車、二輪車又は原付車	三千元	(略)

備考

一 (略)

二 この表の反則行為の種類の欄に掲げる用語の意味は、それぞれ別表第二の備考の二に定めるところによるほか、次に定めるところによる。

1 17 (略)

(新設)

定の違反となるような行為をいう。

19| 「軽車両整備不良」とは、法第六十二条の規定に違反する行為（法第二百二十条第一項第七号の罪に当たるものに限る。）をいう。

20| 「自転車制動装置不良」とは、法第六十三条の九第一項の規定に違反する行為をいう。

21・22| （略）

23| 「歩道徐行等義務違反」とは、法第十七条の二第二項又は第六十三条の四第二項の規定の違反となるような行為をいう。

24| （略）

25| 「並進禁止違反」とは、法第十九条の規定の違反となるような行為をいう。

26| （略）

27| 「軽車両乗車積載制限違反」とは、法第五十七条第二項の規定に基づく公安委員会の定めに違反する行為をいう。

28| （略）

29| 「自転車道通行義務違反」とは、法第六十三条の三の規定の違反となるような行為をいう。

30・31| （略）

三 この表の車両等の種類の欄に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

1・3| （略）

4 「原付等」とは、小型特殊自動車、原動機付自転車及び

（新設）

（新設）

18・19| （略）

20| 「歩道徐行等義務違反」とは、法第十七条の二第二項の規定の違反となるような行為をいう。

21| （略）

（新設）

22| （略）

（新設）

23| （略）

（新設）

24・25| （略）

三 この表の車両等の種類の欄に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

1・3| （略）

4 「原付車」とは、小型特殊自動車及び原動機付自転車を

軽車両（重被牽引車を除く。）をいう。

いう。